

特別養護老人ホーム 光の森の丘

利用料金表

令和元年10月1日改訂

特別養護老人ホームの料金は、介護保険制度にもとづいて次のとおり利用者負担になります。

●ショートステイ

(1)介護保険の利用者負担料金

負担割合	要介護①	要介護②	要介護③	要介護④	要介護⑤
1割負担/日	586 円	654 円	724 円	792 円	859 円
2割負担/日	1,172 円	1,308 円	1,448 円	1,584 円	1,718 円
3割負担/日	1,758 円	1,962 円	2,172 円	2,376 円	2,577 円

算定加算	1割負担	2割負担	3割負担	算定内容
看護体制加算 I	4 円/日	8 円/日	12 円/日	常勤の看護師の配置による加算。
看護体制加算 II	8 円/日	16 円/日	24 円/日	手厚い看護職員の配置による加算。
療養食加算	8 円/日	16 円/日	24 円/日	医師の指示せんに基づき療養食を提供した場合に算定。
機能訓練体制加算	12 円/日	24 円/日	36 円/日	常勤専従の機能訓練指導員の配置がある場合に算定。
送迎加算	184 円/片道	368 円/片道	552 円/片道	入所・退所時に施設で自宅まで送迎を行った場合。
夜勤職員配置加算 I	13 円/日	26 円/日	39 円/日	夜勤時間帯に職員数を基準よりも1名以上多く配置している施設に対し算定される加算。
短期生活サービス提供体制強化加算 I (1)	18 円/日	36 円/日	54 円/日	介護福祉士の職員を多く配置し、質の高いケアを実施する施設に対する加算。
緊急短期入所受入加算	90 円/日	180 円/日	270 円/日	緊急的に受け入れを行った場合に7日を限度に算定。(やむを得ない事情がある場合は14日を限度に算定。)
若年性認知症利用者受入加算	120 円/月	240 円/月	360 円/月	若年性認知症の利用者の方の受け入れを行った場合に算定。
介護職員処遇改善加算 I	/			上記の介護保険給付サービスにより算定した金額の合計に1000分の83(8.3%)に相当する金額を算定。
介護職員等特定処遇改善加算 I				上記の介護保険給付サービスにより算定した金額の合計に1000分の27(2.7%)に相当する金額を算定。

※利用者が連続して30日を超えて指定短期入所生活介護を受けている場合においては、30日を超える日以降は1日につき30単位を所定単位から減算します。

介護保険給付外サービス(自己負担金)

(2)食費

食費	1日あたり	1ヶ月あたり(30日)
	1,392円	41,760円
1日あたりの内訳: 朝食 312円 昼食 555円 夕食 525円		

※ 介護保険減額認定を受けている方は、認定証に記載されている食費の負担額とします。

(3)居住費

居住費	1日あたり	
	855円(多床室)	1,171円(従来型個室)

※ 介護保険減額認定を受けている方は、認定証に記載されている滞在費の負担額とします。

(4)日用品

1日あたり 200円	洗面タオル、おしぼり、用途別歯ブラシ、歯磨き粉、ティッシュペーパー、 清拭タオル、入浴時のタオル、バスタオル、石鹸、シャンプー
---------------	--